

◎佐賀県条例第42号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第31条の2 関係）			別表（第31条の2 関係）		
納付義務者	手数料	額	納付義務者	手数料	額
1 ～42 略			1 ～42 略		
43 令第137条の12第6 項の規定 による建築物の敷地と道路との 関係に関する制限の適用除外に 係る認定を受けようとする者	略		43 令第137条の12第11項の規定 による建築物の敷地と道路との 関係に関する制限の適用除外に 係る認定を受けようとする者	略	
44 令第137条の12第7 項の規定 による道路内における建築制限 の適用除外に係る認定を受けよ うとする者	略		44 令第137条の12第12項の規定 による道路内における建築制限 の適用除外に係る認定を受けよ うとする者	略	
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。